

議案第95号

特別区人事及び厚生事務組合同規約の変更に関する協議について

特別区人事・厚生事務組合（以下「特人厚」といいます。）は、特別区人事及び厚生事務組合同規約（以下「規約」といいます。）に基づき、更生施設、宿所提供施設及び宿泊所（以下「厚生関係施設」といいます。）を設置及び管理しています。

今後、更生施設を救護施設へ順次転換し、特人厚の共同処理事務として救護施設の設置及び管理を行うため、規約を変更する必要があります。

1 規約の変更

規約の変更は、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定に基づき、各特別区の協議及び各特別区の議会の議決が必要となります。

2 変更内容

規約第3条第8号に規定する厚生関係施設の設置及び管理に関する事務に、生活保護法に定める救護施設を追加します。

改正案	現行
（組合の共同処理する事務） 第3条 この組合は、左に掲げる事務を共同処理する。 （1）～（7）（略） （8）生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める <u>救護施設</u> 、 <u>更生施設</u> 及び宿所提供施設並びに社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める宿泊所の設置及び管理に関する事務 （9）～（11）（略）	（組合の共同処理する事務） 第3条 この組合は、左に掲げる事務を共同処理する。 （1）～（7）（略） （8）生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める更生施設及び宿所提供施設並びに社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める宿泊所の設置及び管理に関する事務 （9）～（11）（略）

3 変更の経緯

特人厚が設置運営する厚生関係施設については、平成30年8月に「厚生関係施設等の今後のあり方について 厚生関係施設再編整備計画(平成31年度～40年度)」が策定されました。

更生施設利用者の生活課題が多様化し、また障害・傷病が重度化していることを踏まえ、特別区福祉主管部長会で検討の結果、「利用者支援の充実や施設運営体制強化のため、更生施設を救護施設に順次転換する必要がある」との結論に至り、令和3年4月の特別区長会で了承されました。

#### 4 救護施設への転換が計画されている施設

現在、特人厚が設置及び管理する施設数は、以下のとおりです。

施設種別	施設数	再編整備後	備 考
更生施設	9 施設	8 施設	内 1 施設は、民設民営方式による施設（利用については、一部特人厚による入所調整を行っています。）
宿所提供施設	9 施設		
宿 泊 所	4 施設		内 1 施設は、改築工事のため平成 29 年 12 月末事業休止（再開時期は未定）
救護施設	なし	2 施設	※東京都市部に 10 施設

今後、整備予定の施設は、以下のとおりです。

(1) 更生施設・宿所提供施設「淀橋荘」(新宿区)

令和 10 年度の運営開始に向けて、更生施設を救護施設に転換し、救護施設・宿所提供施設の併設施設として建替え、整備します。

※宿所提供施設は引き続き運営します。

(2) 更生施設「浜川荘」(品川区)

敷地内に、新たに女性用救護施設を整備します。

※更生施設は引き続き運営します。

(参考)

①更生施設は、生活保護法第 38 条第 3 項の規定に基づく施設で、「身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的」としています。

②宿所提供施設は、生活保護法第 38 条第 6 項の規定に基づく施設で、「住居のない要保護者の世帯に対して、住宅扶助を行うことを目的」としています。

③宿泊所は、社会福祉法第 2 条第 3 項第 8 号の規定に基づき、「生計困難者のために、無料又は低額な料金で、居所の提供を行う」ことを目的としています。

④救護施設は、生活保護法第 38 条第 2 項の規定に基づく施設で、「身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的」としています。

※更生施設と救護施設の主な違いは、対象者のほか、職員配置基準で救護施設の方が更生施設より多くの職員が配置され、そこに介護職員が含まれます。

#### 5 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日